解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月二十四日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

北海道留萌郡小平町字小平町三九七番地一

二　特定非営利活動法人ラシス・オビラ

清算人　松村　暑

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十二年五月三十一日に存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

茨城県石岡市石岡一丁目一番地一

財団法人石岡市開発公社

代表清算人　久保田健一郎

解散公告（第一回）

当法人は平成二十二年三月二十六日開催の社員総会の決議により平成二十二年六月十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

東京都目黒区東山三丁目一番一五号

社団法人全国国民年金福祉協会連合会

清算人　片野　紘二

解散公告（第一回）

当法人は平成二十二年五月十五日開催の社員総会の決議により、同年五月二十五日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

東京都千代田区富士見一丁目五―三

特定非営利活動法人カムチャツカ研究会

清算人　橋井　宣二

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年六月四日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

高知県土佐市本村四三九番地一

清算法人本村中条土地改良区

清算人代表　馬場　定徳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

東京都新宿区新宿一丁目一四番一〇号

特定非営利活動法人日本カンボジア法律家の会

代表清算人　木村　晋介

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会全員の同意及び東京都知事の認証により、平成二十二年五月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

東京都世田谷区下馬六丁目一番一〇号

宗教法人日蓮宗妙安教会

清算人　加藤　慈英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

三重県津市高野尾町五三三一番地一

NPO法人文化創研塾

清算人　笠井　瑞穂

解散公告（第三回）

当社は、昭和五十九年十二月二日旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

北海道函館市松蔭町九番一号

株式会社松蔭市場

代表清算人　山内　隆陽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

宮城県仙台市青葉区立町六―八―一四〇九

特定非営利活動法人結企画

清算人　庄司　千代

清算人　髙川久美子

清算人　細川　美央

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

石川県金沢市長田本町チ二〇番地三

特定非営利活動法人パッチワーク

清算人　虹釜　和昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月三十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

島根県益田市本俣賀町四二九番地

称念寺

清算人　福原　純孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の社員総会の決議により平成二十二年三月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月三十日

徳島市沖浜東三丁目沖浜コーポⅡ一階

特定非営利活動法人あんしん福祉ネットワーク

清算人　田中　陽

第二十六期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一、〇七八、三一八
固定資産	五八九、六九六
有形固定資産	三二一、四一四
無形固定資産	三、四三一
投資その他の資産	二六四、八四九
繰延資産	一、四二一
合計	一、六六九、四三七

負債及び純資産の部

流動負債	五七〇、六一一
固定負債	四六六、六九三
株主資本	六四八、八〇八
資本金	二三四、八四三
資本剰余金	一四四、七一四
資本準備金	一四四、七一四
利益剰余金	二七〇、一二二
利益準備金	二、二六〇
その他利益剰余金	二六七、八六二
（うち当期純利益）	（七七六）
自己株式	△八七一
評価・換算差額等	△一六、六七六
その他有価証券評価差額金	△一三、二七四
繰延ヘッジ損益	△三、四〇二
合計	一、六六九、四三七

平成二十二年六月三十日

埼玉県さいたま市北区日進町三丁目七二五番地の三

株式会社ホビーベース　イエローサブマリン

代表取締役社長　田中　昇